○大隅肝属広域事務組合と組合を組織する市町との職員派遣に関する要綱

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合告示第７号

（目的）

第１条　この要綱は、大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）と組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）との間における職員の派遣に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員派遣の基本方針）

第２条　関係市町は、組合規約（平成 21 年指令市町村第 88 号）第３条に規定する事務を効率的かつ合理的に共同処理するため、組合から職員の派遣要請があった場合は、当該関係市町の職員を組合に派遣するものとする。

（派遣職員の資格基準）

第３条　前条の規定により、関係市町から組合に派遣する事務職の職員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　関係市町の職員として３年以上勤務している者

⑵　行政に関する企画力及び指導力のある者

⑶　勤務成績が優秀で、かつ、身体が健康な者

２　前条の規定により、組合から派遣要請をする場合は、原則として別表第１のとおりとする。ただし、組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合はこの限りでない。

（派遣期間）

第４条　第２条の規定による派遣期間は、原則３年とする。ただし、組合又は関係市町が特に必要があると認める場合は、管理者と関係市町の長（以下「関係市町長」という。）が協議のうえ、その期間を延長し、又は短縮することができる。

（派遣職員の要請）

第５条　管理者は、職員の派遣を要請しようとするときは、大隅肝属広域事務組合職員派遣要請書（別記第１号様式）を関係市町に提出するものとする。

２　関係市町長は、管理者から前項の規定による要請があったときは、大隅肝属広域事務組合職員派遣通知書（別記第２号様式）に当該職員の人事記録簿を添えて、管理者に通知するものとする。

３　管理者は、派遣職員に関する割当表を作成し、事前に関係市町に示さなければならない。

（協定書の締結）

第６条　市町職員の派遣を決定したときは、管理者と関係市町長との間において、大隅肝属広域事務組合への職員派遣に関する協定書（別記第３号様式）を締結するものとする。

（派遣職員の身分取扱い等）

第７条　関係市町から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）は、組合職員及び当該市町職員の身分を併せ保有するものとする。

２　管理者は、派遣職員が派遣前に任ぜられていた職と同等以上の職に補するものとする。

３　派遣職員の服務、勤務時間、休日及び休暇等の勤務条件については、組合の関係規定を適用するものとし、分限及び懲戒の処分については、原則として当該市町の規程により措置するものとする。

４　派遣職員に係る地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「共済組合法」という。）及び地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「災害補償法」という。）の適用については、組合の職員として取り扱うものとし、共済組合法第 113 条第２項に規定する共済組合の負担金及び災害補償法第 49 条第１項に規定する負担金は、組合が負担するものとする。

（派遣職員の給与等）

第８条　派遣職員の給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び旅費は、組合が負担するものとし、退職手当は関係市町の負担とする。

２　前項の給料については、関係市町との協議により決定するものとする。

（身分の変動の通知）

第９条　関係市町長は、派遣職員の身分又は給与その他必要な事項について変動があった場合は、直ちに管理者に通知するものとする。

（その他）

第 10 条　この要綱に定めのない事項については、必要に応じて管理者と関係市町長協議して定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月 27 日告示第４号）

この要綱は、令和元年９月月 27 日から施行する。

別表第１（第３条関係）

関係市町	人数	内訳
鹿屋市	８人以内	事務局長 課長 課長補佐 係長 係員
垂水市	１人	係長 係員
肝属郡	２人	係員

別記
第１号様式（第５条関係）

大隅肝属広域事務組合職員派遣要請書

第　　号
年　　月　　日

市（町）長　　様

大隅肝属広域事務組合管理者　　印

大隅肝属広域事務組合と組合を組織する市町との職員派遣に関する要綱第５条の規定に基づき、下記により貴市町職員を派遣してくださるよう要請します。

記

従事する職務内容	
派　遣　期　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
派遣職員の職務上の地位（予定）	
派遣要請の理由	
派遣を受けたい職員に係る希望事項	

第２号様式（第５条関係）

大隅肝属広域事務組合職員派遣通知書

第　　号
年　　月　　日

大隅肝属広域事務組合管理者　　様

市（町）長　　印

年　　月　　日付け　　第　　号で要請のあった本市（町）職員の派遣については、下記のとおり決定したので通知します。

記

派遣職員の氏名	
派遣職員の職名	
派遣期間	年　月　日 ～　　年　月　日
市（町）における勤務年数及び年齢	年（採用日　　） 歳（生年月日　　）
その他必要な事項	

※　「その他必要な事項」欄には、大隅肝属広域事務組合に関連する事務に従事した期間の職名と年数を記載すること。

第３号様式（第６条関係）

大隅肝属広域事務組合への職員派遣に関する協定書

大隅肝属広域事務組合管理者からの要請に基づいて派遣する　　を甲とし、派遣を受ける大隅肝属広域事務組合管理者　　を乙として、次のように協定を締結する。

１　派遣期間

派遣期間は、３年を超えることができない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、派遣元団体の長との合意により、派遣職員の同意を得て、派遣された日から引き続き５年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

２　身分

職員を派遣するときは、甲は、当該職員が現に保有する身分のまま派遣を命じ、乙は、当該職員が保有する身分と同等以上の職に補するものとする。派遣期間が満了したときは、乙は、派遣職員を解任するものとする。

３　給与等

(1) 派遣期間中における派遣職員の給与及び旅費については、乙が支給する。

(2) 派遣期間中の派遣職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、甲の定める給料表及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規定を適用する。

４　服務

派遣職員の服務は、乙の定める服務に関する規定を適用するものとする。

５　休日、休暇及び勤務時間

派遣職員の休日、休暇及び勤務時間については、乙の定める休日、休暇及び勤務時間に関する規定を適用するものとする。

６　共済組合

派遣職員は、乙の共済組合員とする。共済組合の事業主負担については、乙の負担とする。

７　退職手当及び互助会費

派遣職員の退職手当及び互助会費は甲の負担とする。また、派遣職員の派遣期間は、退職手当算定の基礎となる在職期間として取り扱うものとする。

８　公務災害補償

派遣職員の公務災害補償についての必要な措置は、乙において行うものとし、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第49条第１項に規定する負担金は、乙の負担とする。

９　健康管理

派遣職員の健康管理は、乙において行うものとする。

10　分限及び懲戒

派遣職員の分限及び懲戒については、派遣職員の属する甲の関係機関により措置するものとする。ただし、乙の職務に関する義務違反については、乙の関係規定に基づき乙が懲戒を行うことができる。この場合において乙はその都度甲と協議する。

11　報告

(1) 乙は、派遣職員に関する次の事項について、必要の都度甲に報告する。

ア　職員の勤務状況

イ　職員の昇給、昇格等に関すること

ウ　その他必要な事項

(2) 甲は、派遣職員に関する次の事項について、必要の都度乙に報告する。

ア　職員の身分上の変動

イ　その他必要な事項

12　その他

この協定の実施その他必要な事項でこの協定書に定めのない事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

以上、協定の証として本書２通を作成し、記名押印のうえ、甲、乙各自１通を保有するものとする。

年　月　日

甲

乙　大隅肝属広域事務組合
管理者